

## 労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

### 1. 改正の趣旨

（無期転換ルール及び労働契約関係の明確化について）

- 令和4年3月にとりまとめられた「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会労働条件分科会において議論を行い、令和4年12月に「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」（以下「分科会報告」という。）が取りまとめられた。分科会報告において、無期転換申込権が発生する契約更新時に、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第15条の労働条件明示として、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件について通知することを義務づけること等が適当とされたことを踏まえ、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「則」という。）において必要な措置を講じるもの。

（裁量労働制について）

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議を踏まえ、裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施した。
- 令和3年7月より、当該調査結果を踏まえ、裁量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう「これからの労働時間制度に関する検討会」において検討し、令和4年7月に報告書を取りまとめた後、労働政策審議会労働条件分科会において議論を行ってきたところ。
- 今般、上記報告書を踏まえた検討を行い、分科会報告において、労働者が理解・納得した上での制度の適用と裁量の確保、労働者の健康と処遇の確保、労使コミュニケーションの促進等を通じた適正な制度運用の確保等の方策を強化することとなったことを踏まえ、専門業務型裁量労働制（以下「専門型」という。）の本人同意を得ることや同意の撤回の手續、労使協議の実効性向上等について、則において必要な改正を行うもの。

### 2. 改正の概要

則に以下の内容を追加することとする。

### (1) 無期転換ルール及び労働契約関係の明確化について

- 法第15条第1項前段に基づく労働条件明示事項に、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数の上限並びに就業場所・業務の変更の範囲を追加する。
- 無期転換申込権が発生する契約更新時における法第15条第1項前段に基づく労働条件明示の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する。
- 無期転換後の労働条件を明示する際には、労働契約の締結時に書面の交付等の方法により明示することとされている事項については、書面の交付等の方法により明示することとする。

### (2) 裁量労働制について

(労働者が理解・納得した上での制度の適用と裁量の確保：対象労働者の要件)

- 企画業務型裁量労働制（以下「企画型」という。）について、対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、使用者が労使委員会に変更内容について説明を行うことを決議事項に追加することとする。

(労働者が理解・納得した上での制度の適用と裁量の確保：本人同意・同意の撤回)

- 専門型について、本人同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取扱いをしないことを協定事項に追加することとする。
- 専門型及び企画型について、同意の撤回の手続を協定事項及び決議事項に追加することとする。

(労使コミュニケーションの促進等を通じた適正な制度運用の確保：労使委員会の導入促進と労使協議の実効性向上)

- 企画型について、使用者が労使委員会に対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容について説明することに関する事項を労使委員会の運営規程に定めることとする。
- 企画型について、労使委員会が制度の実施状況の把握及び運用の改善等を行うことに関する事項を労使委員会の運営規程に定めることとする。
- 労使委員会の開催頻度を6か月以内ごとに1回とすることを労使委員会の運営規程に定めることとするとともに、労働者側委員の選出手続の適正化を図ること等とする。

(労使コミュニケーションの促進等を通じた適正な制度運用の確保：行政の関与・記録の保存等)

- 6か月以内ごとに行うこととされている企画型の定期報告の頻度を初回は6か月以内に1回及びその後1年以内ごとに1回とすることとする。
- 専門型・企画型ともに、健康・福祉確保措置の実施状況等に関する書類を労働者ごとに作成し、保存することとする。
  
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条文

法第15条第1項、第38条の3第1項、第38条の4第1項、第2項及び第4項並びに第41条の2第2項及び第3項並びに労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条

### 4. 施行期日等

公布日：令和5年3月上旬（予定）

施行期日：令和6年4月1日（予定）